

我孫子市監査委員告示第4号

地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求に対し、同条第4項の規定による監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成24年4月23日

我孫子市監査委員 中 村 宜 禎
我孫子市監査委員 木 村 得 道

我孫子市職員措置請求に係る結果

(平成24年3月5日收受 住民監査請求書)

平成24年4月19日

我孫子市監査委員

我孫子市職員措置請求（住民監査請求）に基づく監査の結果

第1 請求の受付

- 1 請求人
住所 千葉県我孫子市
職業 省略
氏名 請求人
- 2 請求書の收受日
平成24年3月5日
- 3 請求の内容

我孫子市長及び職員 A 並びに関係職員に関する措置請求の要旨

- 1 請求の要旨
アビスタ内の公民館に備え付けられているべき市の資産である「意見書投函箱」が管理疎漏により紛失し、市に資産の喪失を内容とする財務的損害が発生したことが2012年3月3日午後5時5分ごろ公民館の職員 B 並びに職員 C により発見された。
喪失した資産の回復を求めるとともに、市の施設管理者の変更等適切な改善措置を行うよう請求する。
- 4 事実証明書
 - (1) 我孫子市職員措置請求事実証明書
 - (2) 意見書投函箱が備えられている広報の証明資料としてホームページの写し（我孫子市放射性物質除染計画（第二次）案についてのパブリックコメント（意見募集）についてのホームページの写し）
- 5 請求の受理
 - (1) 本件請求において、請求の対象職員名に誤記載があったため、平成24年3月8日付けで請求人宛書面により補正を求めた。
 - (2) 平成24年3月11日付けで、請求人より書面による回答を得た

ため、本請求は、地方自治法第242条の規定に基づく形式的要件を具備していると認められ、同年3月14日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

本件我孫子市職員措置請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成24年3月27日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、同年3月20日付けで書面により辞退の申し出があった。

2 監査対象部局

- (1) 教育委員会生涯学習部生涯学習課
- (2) 総務部秘書広報課

3 関係職員の事情聴取

平成24年3月27日に次の関係職員に対し事情聴取を実施した。

- (1) 教育委員会生涯学習部生涯学習課 課長
- (2) 総務部秘書広報課 課長

4 監査の期間

平成24年3月5日から平成24年4月19日まで

5 監査対象事項

請求の内容について総合的に判断した結果、次の事項を監査対象とした。

アビスタ内の我孫子地区公民館に設置されている「意見書投函箱」が管理疎漏により紛失し、市に資産の喪失を内容とする財務的損害が発生し、喪失した資産の回復を求めるとともに、市の施設管理者の変更等適切な改善措置を行うよう求める請求人の主張があることから、「意見書投函箱」の当該施設への設置の有無、紛失の事実について監査対象とした。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係職員に対する事情聴取から確認した事実

は次のとおりである。

○「意見書投函箱」設置に至る経緯について

ア パブリックコメントに対する案件の閲覧場所

関係職員に対する事情聴取の結果、パブリックコメントに対する案件の閲覧場所は、市ホームページのほか、施策等の所管課、行政情報資料室（市役所本庁舎1階）、各行政サービスセンター（※1）、我孫子市生涯学習センター（アビスタ）、我孫子市湖北地区公民館、我孫子市民プラザ、各近隣センター（※2）、我孫子市民図書館湖北台分館及び布佐分館である。

※1 行政サービスセンター

我孫子行政サービスセンター・つくし野行政サービスセンター・天王台行政サービスセンター・湖北台行政サービスセンター・湖北行政サービスセンター・新木行政サービスセンター・布佐行政サービスセンター

以上7施設

※2 各近隣センター

布佐南近隣センター・天王台北近隣センター・根戸近隣センター・新木近隣センター・湖北台近隣センター・久寺家近隣センター・近隣センターこもれび・我孫子南近隣センター・近隣センターふさの風・我孫子北近隣センター（並木本館）

以上10施設

イ 「意見書投函箱」の設置検討

関係職員に事情聴取を行った結果、「意見書投函箱」設置の経緯は次のとおりである。

平成21年度にパブリックコメントに対する意見書提出方法について、市長との協議により、閲覧可能施設のうち市職員が常駐している施設は、職員が意見書を預かることとし、運営委託及び指定管理者が運営している12施設には、「意見書投函箱」を設置することとした。

運営委託（※3）及び指定管理者（※4）が運営している施設は次のとおりである。

※3 運営委託

布佐南近隣センター・天王台北近隣センター・根戸近隣センター・新木近隣センター・湖北台近隣センター・久寺家近隣センター・近隣センタ

一こもれび・我孫子南近隣センター・近隣センターふさの風・我孫子北近隣センター

以上10施設

※4 指定管理者

我孫子市民プラザ・我孫子市湖北地区公民館

以上2施設

ウ 「意見書投函箱」の購入

関係職員に事情聴取を行った結果、「意見書投函箱」購入の経緯は次のとおりである。

平成21年度一般会計

伝票番号31530 2箱購入 平成21年12月14日起票
平成22年1月18日支払

伝票番号31531 8箱購入 平成21年12月14日起票
平成22年1月18日支払

伝票番号31528 2箱購入 平成21年12月14日起票
平成22年1月18日支払

以上のとおり12箱を購入している。

エ 「意見書投函箱」の確認

平成24年3月22日監査委員事務局職員が、市内12施設の設置場所にて「意見投函箱」の確認をし、全ての所在を確認した。

2 結 論

(1) 請求人の主張に対する判断

以上のとおり、事実確認及び関係職員に対する事情聴取の結果を総合的に判断した結果、請求人が主張するパブリックコメント用の「意見書投函箱」の紛失という事実は認められなかった。

従って、本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

(2) 意 見

当市におけるパブリックコメント手続とは、条例の制定改廃その他市の基本的施策の策定過程において、当該施策等の案及びこれに関連する情報を広く一般に公表し、当該施策について意見を聴き、提出さ

れた意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいうものである。

本請求に係る「意見書投函箱」については、意見書提出の利便性を高めるため各近隣センター（市内10施設）、我孫子市湖北地区公民館、我孫子市民プラザの市内12施設に設置されたものであり、今回、請求の対象となった我孫子地区公民館には、当初より設置されていなかった事実が「意見書投函箱」設置担当課である秘書広報課長からの聞き取り調査で判明した。同時に、同施設職員に対する「意見書」受け取り事務の周知が十分に図られておらず、また市ホームページに掲載されている提出方法についても、閲覧者に誤解を生じさせるような表記となっていたことも明らかになった。

今後は、パブリックコメントの手続の所管課及び関連課においては、パブリックコメントの趣旨に鑑み、市民に対し遺漏のない事務処理を行うため、受け取り事務の明確化及び職員に対する事務処理の周知を図ることを望む。